

令和2年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和2年 9月14日
3	閉会	令和2年 9月18日
4	会期	5日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	14日 出席10名 欠席 0名 18日 出席10名 欠席 0名
6	議案件数	21件 (うち議員提出5件)
7	議決の状況	(1)原案可決 9件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (3)原案同意 1件 (4)原案答申 1件 (5)報告済 4件 (6)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	委員会	決算審査特別委員会付託件数 2件
10	その他	傍聴者 14日 12名 18日 5名
11	会議録の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和2年9月14日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	川 幡 宗 宏	1番	内 田 惠 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

教育長	小笠原 正 和	監査委員	角 畠 徹
農業委員会会長	鍋 山 洋 一		

6. 町長職務代理者総務課長の委任を受けて出席した説明員

町長職務代理者

総務課長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住民課長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保健福祉課長	佐 藤 由美子	産業振興課長	黒 島 滋 規
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和2年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和2年9月18日（金）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	川 幡 宗 宏	1番	内 田 惠 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

教育長	小笠原 正 和	監査委員	角 畠 徹
-----	---------	------	-------

6. 町長職務代理者の委任を受けて出席した説明員

総務課長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住民課長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保健福祉課長	佐 藤 由美子	産業振興課長	黒 島 滋 規
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一
振興公社専務	池 田 進 治		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました令和2年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。
本定例会においては、新型コロナウイルス感染予防のためマスクの着用を許可いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により、議長において指名をいたします。
9番 川幡 宗宏議員、1番 内田 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 議長の許可をいただきましたので、令和2年第3回議会定例会の運営について去る9月7日に議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要についての説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例制定1件、各委員会所管事務調査1件、町からは令和元年度決算認定2件、令和2年度会計補正予算4件、人事案件2件、一般議案4件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月14日から9月23日までの10日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月14日から9月23日までの10日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は、9月14日から9月23日までの10日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は御手元に配付したとおりでございます。
これもちまして報告済みといたします。

・2番目 令和元年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長職務代理者一般行政報告をいたします。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況について御報告します。本年は7月、8月に好天候に恵まれ、気温の高い日が続き、農作物の生育は順調に推移しています。基幹作物の水稲については、既に一部で刈取り作業が始まっており、これから最盛期を迎えます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年より2日早く進んでおり、8月28日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄において、南空知は、やや良と見込まれています。小麦は、既に収穫調整作業を終えており、収量は平年と比較して、やや多く、品質は、平年並みとなっています。豆類は、出芽に一部遅れが出ましたが、現在のところ順調な生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、収量・品質は、平年並みで、価格につきましては、平年より、やや高い価格で推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について、御報告します。全町民を対象とした、飲食店応援チケット事業につきましては、732世帯に、全3,000セットを販売し、8月31日現在の利用実績は、額面総額1,500万円のうち、559万500円で、利用率は37.3%となっています。次に、子育て応援チケット事業につきましては、対象児童870名、ひとり親家庭70世帯にチケットを配布し、8月31日現在の利用実績は、額面総額1,080万円のうち、655万9千円で、利用率は60.7%となっています。次に、大学生等生活支援金につきましては、8月31日現在、町内81名、町外43名、全体で124名の申請があり、支給総額は458万円となっています。最後に、妊婦あんしん支援金につきましては、8月31日現在、25名の方から申請があり、支給総額は125万円となっています。

以上、一般行政報告とします。

議 長

以上で、町長職務代理者一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問者通告者は1名でございます。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3番 熊木 恵子です。子どもたちの学力向上の取り組みについて、教育長に質問いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で、児童生徒を取り巻く環境の変化は大きく、大変な状況にあると考えます。短縮された夏休みが終わり、後期の学校生活が始まりました。運動会や学芸会など行事の中止が報告され、コロナ禍でのやむを得ない状況に収束を願うとともに、児童生徒、保護者の方々が希望を持てるような教育環境が求められていると思います。私は、第2回定例会でも質問いたしましたが、現在の状況について伺います。

次に、児童生徒の基礎学力の向上と家庭学習の定着を図るため、民間学習塾による公設学習塾を実施していますが、参加状況などコロナ禍による影響は、どの程度か伺います。また、今年度の予算概要説明では、前年度の評価検討をもとに学校行事や習熟度に応じたスタイルを実施するとのことでしたが、進捗状況について伺います。

最後に、今回のコロナ禍の対応で、児童生徒に教育コンピューター備品が導入されますが、活用についてどのように考えているのか。また、学力を上げるために教育長として、どのように考えているのかを伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

子どもたちの学力向上の取り組みについての御質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が児童生徒の生活にも大きな影響を与えています。未だに収束する見通しが見えない中、文部科学省から示された学校の新しい生活様式に基づき、学校における感染症対策を講じながら児童生徒の学びの確保に取り組んでいます。

はじめに第2回議会定例会における質問内容の現在の状況については、6月に学校再開した以降、夏季休業期間を9日間に短縮することや、学校行事の精選を行い、運動会や体育祭については体育の授業で実施するなど、児童生徒の心情にも配慮し、年間に定められている授業時数を確保することで学習に遅れが生じないように取り組んでいます。また、宿泊を伴う行事については、感染対策を講じ内容の一部を変更して実施してまいります。

次に、公設学習塾につきましては、学校再開後の6月からのスタートとなりましたが、現在の参加状況は、全体で74名、参加率は25.1%です。また、参加者への調査結果により学校行事の期間を除いて実施する予定としたことから、回数の減少も懸念されましたが、現在のところ当初予定した25回の実施を確保することができ、新型コロナウイルスによる影響はないものと考えます。なお、昨年度の評価・検討を踏まえ、参加人数の多い学年については、習熟度に合わせてグループ分けするなどの改善を行っています。

次に、教育用コンピューター備品の導入後の活用については、教材の作成や電子黒板等の接続による活用に加え、学校が長期休業になった場合の家庭とのオンライン事業で活用してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

最後に、学力を上げるための考え方については、基礎的生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の一因であると指摘されていることから、早寝、早起き、朝ご飯といった基本的生活習慣を身に付け、更に基礎学力の定着を図ることが重要と考えます。このことを踏まえ、公設学習塾との連携や学習支援員の活用など、家庭と学校、教育委員会が一体となり学力の向上に取り組んでまいります。

3番 熊木 恵子議員。

再質問をさせていただきます。ただ今、私が第2回定例会で質問した後の状況ということが今、答弁されました。伺いたいですけれども、前回の質問の中で、子どもや保護者からの相談とかそういうものに対応するために、スクールカウンセラーの設置ということもお話をしました。その中で、前回の答弁では、特別、相談とかはないということでした。そういう中であっても、やっぱり今、学力がかなり休校期間が長かったことで今、一生懸命学校現場も取り組んで、遅れを取り戻そうとされていると思うんですけれども、その中で遅れが均一にということどの程度埋まっているのか、全くそれは問題ない状況になっているのか、それからそういういろんな細かいことに対して、今後も時間を追うごとにいろいろと悩み事がふえてくると思うんですよね。そういう中では、やはりスクールカウンセラーは、中学校に配置されているのを順番にというか要望をしながらということでしたけれども、そこをやっぱり常に、定期的に来られるような環境をつくる必要がありますが、そこで伺います。

それから、スクールサポートスタッフということで配置、それは市町村とかそれから道立学校などから申請を受けて、振興局では随時配置を決定しているということが先日、私たちの共産党の議員団で毎年空知振興局交渉していて、そこに地域の要望とかを持って行って交渉するんですけれども、そういう中で私はこの2回目の質問の時に伺ったことでちょっと聞きました。そうしたら今言われたように、スクールサポートスタッフの配置ということが実際にも行われているということで管内、空知振興局の中で93名が何か置かれているそうです。そのところには本町は申請しているのかどうか、それを1点伺います。

また、今後のスケジュールということで、先ほどいろいろ言われましたけれども、本当に大変な思いをされていると思うんですよね。学校行事のところ、運動会も当初はする予定だったのが平日のそういう中で組み込みながら工夫しているということとか、修学旅行とか見学旅行とかそういうものも行き先を変更したり短縮したり、いろんな形で取り組まれていると思います。それは学校現場の先生方とかスタッフの方々の苦勞というのは本当に大変なものだと思いますし、また、家庭においても、それに対していろいろ準備をしたり、いろんなことで大変な思いを抱えていると思うんですよね。それもこれもやっぱりコロナ禍におけるいろいろ変化ということで、家庭も教育委員会

も子どもたちも、みんなを巻き込んでしまっていることですが、そういう中であっても、やっぱり子どもたちが健全に健康に育っていくそのことに対して、皆さんがそこを願っているから何とか成功させて見守っていきたいということの表れで今、いろいろと進められていると思います。その辺で本当に現場の中での苦労というか、そういうところの声が聞かれていないのか。教育委員会として教師への聞き取りとかそういうのがどうなっているのか、もし、具体的に何かあれば、そこを伺いたいと思います。

それから、公設学習塾なんですけれども、6月から利用スタートとなって、現在74名、参加率25.1%ということでした。私は、学力向上それだけを目的にということでの質問をしているわけではなくて、子どもたちが勉強もできるけれども、いろいろその文化面とかスポーツもいろんなことを楽しんで、集団の中で共に競い合いながら育っていくことが一番の教育の原点だと思うんですよね。そういう意味の中でも、前回、南幌の学力向上ということでいろいろ取り組まれて4つほど、家庭学習をしようとか、睡眠時間の確保とか、いろいろ出されましたよね。それをじっくり読んでみますと、やっぱり勉強だけではなくてというところで、そこに伴っていろいろ成長していく、その成長を周りが励ましていくということが大きなメッセージだと思うんですよね。そういう意味で、そういう意味もありますから両面を伸ばしていくということが大事になってくると思います。それから今、少子化対策の中でいろいろ教育が重要視されていて、南幌町もいろんな形で応援しているということが主体ですし、南幌町に引っ越してこられる方、子どもさんを抱えている方が多くなっていますが、そういう方々にとっても、やっぱり南幌町の教育レベルが上がるということがやっぱり全体を向上させるということで、そういう意味では取り組みをしっかりとやっていかななくてはだめだろうなと思います。そこで、公設学習塾を無料で行っているということで、いろいろ他の自治体とかで取り組んでいるのを見ますと、本町と同じような形でもっと早くから取り組んでいるところもありますし、また学力向上魅力化プロジェクトチームとか、いろんな名前をネーミングでもう少し知名度をアップさせながら、子どもたちもそこに応募しながら学習するというのをやっておられると思うんですよね。そういう意味では南幌町の場合は大変なのかなと思うんです。ですから、もっとその認知度を上げて、もっと気軽に申し込んでもらうという形が必要ではないかと思うんですけれども、学習塾で決めている参加申し込みのことも、いろいろホームページに載っていますけれども、そういう中で指導者の認定というか選定というか、そういうのは毎回行われているのか、どのような形で指導者を選定していくのか、そのところも、もう少し具体的な形でお話をさせていただきたいと思います。前回、前年度の反省とかをもとに学校行事とぶつからないとか、習熟度とかいろいろと差がありますので、そのところを細かく分けながら、レベル

の高い子はもっと上がるように、それからそこに使えるようにという形で、いろいろこう細かく分けていると思うんですよね。今年度そういう形でも、まだ参加率が少ない、もっと違う工夫というか、そういうことが必要ではないのかなと思うんですけれども、その辺での今現在検討されていることとかがあれば伺いたいと思います。

あともう一つ、学校コンピューターの備品導入ということで決まっています。先ほどの教育長の御答弁の中で、オンライン授業とかの活用、もし学校がまた長期休業とかになった場合に、家庭とのオンライン授業で活用してまいりますということだったんですけれども、家庭環境の中に現在もそういうパソコンとかいろいろなものがある家庭と、全くそういうことがない家庭というのがあるかと思います。前回、給付金のところでGIGAスクールのことも議論されましたけれども、その中で数字を出されていたと思うんですけれども、そこに今現在は変化がないのか、少しは良くなっているのか、そののちょっと具体的に数字を教えてほしいと思います。それから、1人1台のタブレットというのは、当初は家庭に持ち帰るのではなくて学校に置いておくというような形だったと思うんですけれども、長期休業になった時の家庭とのオンライン授業で活用ということは、そこが変わっていったのか、そののところが伺います。もし、そのタブレットが家庭に持ち帰るということになれば、その家庭にない子どもたちはどのように参加するのか、そののところが伺いたいと思います。以上、お願いします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず、1点目のスクールカウンセラーの関係ですが、第2回定例会後におきましても、特に相談等は今のところ来ていないと聞いております。なお、このスクールカウンセラーの活用については、その都度家庭へのお便りだとか学級通信のほうで活用していただきたい旨の周知をしていますので、必要に応じて活用いただければと考えております。

次に、スクールサポートスタッフの配置の関係でございますけれども、スクールサポートスタッフにつきましては、本町では小学校2名、中学校2名の配置ということで今月、9月からそれぞれ2名ずつ配置をしている状況です。なお、スクールサポートスタッフの人員につきましては、現在学習支援として来られている方々に引き続きお願いする状況です。

それから、運動会あるいは修学旅行等の聞き取りといたしますか、関係でございますけれども、行事につきましては、学校再開後の教育課程を授業時数確保のために見直してきているわけですが、その際、当然学校行事につきましても縮減せざるを得ないというふうを考えているところでございます。しかし、学校行事の多くは子どもたちが楽しみにしているとともに、教育上の義務も大きいことから、新型コロナウイルス感染症に注意しながら精選したり、縮小をするなどの工夫を

することが大切だと思っています。また、臨時休業ですとか分散登校のために卒業式ですとかあるいは入学式、終業式ですとか始業式、これを短時間で簡素的なものであったり、ほとんど練習することなく実施してまいりました。これらの経験を生かしながら、なおかつ意義のあるものとなるよう工夫を凝らして実施するよう、今後も各学校に対して指導してまいりたいと考えております。

次に、公設学習塾の関係ですけれども、指導者の選定については、現在トライグループのほうに委託しておりますが毎年、年度の始まる時にことしやる各学年の前年度の状況を踏まえながら、どういった指導の仕方がいいのかということをお社と相談をしながら、それに適した教師を派遣していただくという形で、指導者を来ていただくように会社の中で選定をしていただいているという状況でございます。それから、学習塾への参加者が少ない中での今後の検討ということでございますけれども、まず今年度につきましては、中学生の高学年がどうしてもやはり参加者が少ないという状況が出ております。これにつきましては、民間の学習塾等に行かれる子どもさんが多い、進学を目指して希望されている子どもさんが多いということも聞いておりますけれども、教育委員会といたしましては、来年度から高校の通学区域が変わります。これまで空知南学区でしたけれども、来年度から石狩学区全てが通学対象となります。こういったことも踏まえて、石狩学区の希望する学校、こちらが現在子どもたちが希望する学力レベルに達して可否でいくと、どの程度になるのかといったことも見ることがどうか、図ることができるように、進路にあたってのテストといいますか学力テストを行いながら、自分の希望校に合うように、どういう学力が自分には足りないかといったことを結果を出しながら、塾の中でその結果を子どもたちに良い学習ができるように指導いただいているということでございます。

それから、コンピューターの関係でございますけれども、コンピューターの関係につきましては、今1人1台ということで、今年度の補正予算で議決されました文部科学省でのG I G Aスクール構想、こちらによって整備がなされてきているわけでございます。そういった中で、年内には小中学校全てにタブレット型端末機が入る予定しております。なお、併せてそれに伴う環境整備も行う予定でございます。ただ、オンライン授業の関係につきましては、1人1台ずつ整備されたからといって直ちにオンライン授業ができるというわけではないわけです。一つには、障がいを持たれたお子さん、あるいは低学年への対応が挙げられると思います。障がいを持つお子さん、あるいは低学年のお子さんにつきましては、機械の操作が自分ではうまくできない場合も考えられると思います。保護者不在の状況、共稼ぎ等で不在の状況となった場合の体制を考えていかなければならないというふうに思っております。二つ目には、W i - F i環境の整っていない家庭が挙げられると思います。今回の補正予算におきまして、学校の臨時休

業ですとかあるいは分散登校期間中において、切れ目のない学習環境を提供し各家庭での新たなルータの整備ですとか、あるいは通信費が生じないように生涯学習センターにWi-Fi環境を整備して、全ての子どもたちに対応できるよう進めているところでございますけれども、当然、機器を使いこなせるお子さんと、そうではないお子さんがいると思います。授業内容の理解に格差が生じることも考えられることから、サポート体制をしっかりと行って、全ての子どもたちの学力が向上するよう努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、ICT活用の先進事例を参考としながら、子どもたちの学力向上に役立てていきたいと考えております。以上でございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問をさせていただきます。教育コンピューター、今お話されていた、そこからちょっと質問します。1人1台のタブレットは、年内に小中学校に入る予定ということで、先ほど質問しました。タブレットが家庭に、もしその非常事態というか、その時は家庭に持っていった活用するというのに、そこが変わったのかどうか、そこが1点ちょっとお答えがなかったのでお願いします。また、ギャップ、既に環境が整っている家庭とまだそうではないということが先日の時に報告されていましたが、それ以後は数が縮まっているのかどうか、それをもう1点。それと、教育コンピューター等が入るときにGIGAスクールの時にも質問いたしましたけれども、学校現場の中でやっぱりそれを使う教師の教育というか、その研修というかそういうものもされるということでしたけれども、それはある程度何回も開催されて、全ての教師が同じように使えるというふうになるのかどうか、そうするためには、どのような過程を踏んでいくのか。以前、電子黒板を導入された時に視察もしましたけれども、それは6台とか導入されていても、その時点ではうまく使える教師が少ないと、視察した時は少ないというふうに聞きました。現在もその電子黒板を活用されていて、それも一緒に伺いたいと思います。

公設学習塾の関係です。先ほどは業者の選定は、毎年話をしながら合った教師ということをやっているということでした。公設塾を、私はもっと魅力のあるものにすべきではないかなと思うんです。それで例えば、先ほどネーミングの話もしましたけれども、それは高校なんですけれども、夕張高校が魅力化何とかプロジェクトという形でいろいろやって、ホームページには夕張をその子どもたちが若い世代からやっぱり夕張を復興させようというか、それにチャレンジするというようなビデオメッセージも流れています。それから、以前、長野県の白馬村に同僚議員と視察に行った時にも、そこもやっぱり小さな村でスキーヤーとかたくさん来られて、環境が英語教育とかいろんなことも盛んになっているところで、やっぱり学力を上げていこうという中で地域おこし協力隊員を招いて、すごい学習塾をやっているというの

を視察してきました。そこには単に勉強ができればいいだけではなくて、人として成長していくという過程の中で、いろいろなものを巻き込んだ形で成長するという、それを手助けするというような理念が何か貫かれているように私は感じました。今回コロナの影響で、本当に社会のあり方が、生活様式も、それからいろいろ考え方そのものも大きく変わってくるかもしれません。そういう中で、やっぱりどんな社会であっても子どもたちがたくましく育っていけるように、多くの人とのかかわりの中で生きていけるようにということをサポートするのが私たち周りの大人ですし、それから教育委員会に課せられた大きな任務だと思うんですよね。そういうところで、教育長としては本町の子どもたちの学力と、それからそれに伴って人間形成というか、そういうところに特段の配慮というか、どういうふうに考えているのか、そこを伺いたいと思います。

また、地域おこし協力隊という名前だけでなく、教育の関係でいろいろ募集して、本当にレベルを上げたところにも取り組んでいるところは多くあるんですけれども、そういうふうなことは本町としては考えられるのかどうか。

今回は、先ほど議長も異常事態の中で定例会が開催されています。本来ならば、町長、副町長がいて、その中で私たち議員はいろんな質問をするはずでした。ところが、今回は町長、副町長が不在という中で、特別職は教育長1人という中で大変な苦労も今はされているかと思うんです。やっぱりこういう異常事態を生まないように、やっぱり議会は議会としてやはりきちっといろんな方面の質問をしながら、住民からの声に応えていきたいと思っていたんですけれども、図らずもこういう形になってしまったんですけれども、教育長のちょっと思っても、もし答えられれば伺いたいと思います。

もう一つ、直接は関係ないですけれども、長沼町に新しく学校ができると聞いています。新聞とかにも載っているんですけれども、そこは形にはまった教育というだけではなくて、いろいろ地域の文化とかそういうものを取り入れながら、人間形成をしていくというような一口にはそんな感じで募集とかを進められようとしているんですけれども、私は、人間形成に本当にいろんなそういうものが大事だと思うんですよね。南幌町も教育委員会を中心に今までもずっと取り組んできていて、いろんな高齢者とかかわって学んでいくということもやっています。ただ、だんだんそこにも参加する子どもも大人も少なくなってきたということは、やっぱり高齢化とそれから少子化というところで、そこはそういうことが作用していると思うんですけれども、やっぱりこれから先ほどコロナ禍による新しい生活様式の中で、やっぱり視点を変えながら教育とかいろんなものに取り組んでいく時ではないかなと思うので、その辺でのお考えを伺います。

議長
教育長

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えをしたいと思います。まず、タブレッ

(再々答弁)

トの関係でございますけれども、先ほど、年内には機器が全てそうであろうという話をさせていただきました。ただ、これは家庭に持って帰るかというとはいかないというふうに今思っています。先ほど申し上げましたように、まずW i - F i 環境が全ての子どもたちに整っているかどうか、整っている子どもたちだけに配付して、整っていない子どもたちには配布しないということにまずはならないかと。そこで、先ほど申し上げました生涯学習センターの環境が整って、その辺の活用方法が出てくるのかと思います。あわせて、家庭で使う以上、当然それに伴う先生方の教材というか、その辺の制作の仕方が課題として出てくると思います。現在、先生方のこのI C Tにつきましては、少しずつでありますけれども研修等を今、ふやしていこうというふうに考えております。また、導入業者のほうにも、その辺の操作の仕方あるいはその操作から発展できるものについても、どのようなものがあるのかといったことも教えていただきながら、導入された機器については最大限の効果を上げていこうと考えておりますので、直ちに導入すると、家庭に入れるということは今はできないと思います。それから、家庭での通信環境の関係でございますけれども、前回調査した後は、特に調査をしておりません。ただ、前回の状況の中で、1割以上の家庭でまだW i - F i 環境が整っていないということもあるものですから、ぼろろのほうにW i - F i 環境を整えるということでございます。それから、当然、教師の、先ほど申し上げました研修の関係につきましては、制作の仕方あるいはその整備内容によると思いますけれども、併せて電子黒板については、今回の9月定例会の補正の中にも出させていただいておりますけれども今、2学年に1台の割合できておりますが全ての学年に整えていくということでございます。そうなりますと、当然タブレットを使った授業、調べ学習等もできくと思えます。そういったことでは、飛躍的に子どもたちの学習の機会が向上していくのかなというふうに思います。

それから公設学習塾、魅力あるネーミングということでございますけれども、確かに議員の言われるとおりだと思います。今後、この辺、子どもたちが参加しやすい、あるいは参加したくなるような形に、どういうふうに持っていけるかということは、教育委員会の内部で検討したいと思えます。

それから、コロナ禍における子どもたち、これからどういうふうに今、育っていくのかということでございますけれども、私は、基本的にまず郷土愛が大事だろうと思えます。南幌を愛し、南幌で育って、そして将来この南幌町に貢献していただくと、子どもたちを育てることがまず大事かと思えますが、それに伴いまして人の心の痛みですとか、あるいは人への優しさ、こういったものが私たちがこれから生きていく中でも大切かなと思えます。コロナによってマスクをしなければならぬですとか、あるいはいろんな制約が出てくるといった中において、やはり子どもたち一人ひとりが今のこの環境の中で、どうい

うふうにこれから生きていくのかっていうことを考えながら生きていけるように、人の優しさあるいは心の痛みというのを十分考えながらやっけていける子どもというふうに思っております。

それから、理事者不在の中での、私の思いということでございますけれども、今回、町長の不慮の事故によりまして、突然の辞任ということ。それから、それに伴いまして副町長が不在となったということでございますが、当然、町の中では、いつ、何時、災害が起こるかわからない、また、どんな課題が出てくるわからない状況でございます。そういう中であっては、職員一緒に共々問題のないように、支障のないように最善の町政運営をしていくということで、私どももその中で一緒に頑張っていきたいと思っております。以上です。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号、令和元年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました認定第1号 令和元年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、令和元年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1億1,210万2,569円の残額となりました。

主な事業としては、役場庁舎改修実施設計、子育て世代住宅建築費助成、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、橋梁長寿命化修繕、栄町公営住宅改修、小学校校舎暖房用中央監視装置等更新などを実施したところです。なお、農業経営高度化促進事業を繰越したため、繰越明許費繰越額10万円を差引くと実質収支額は1億1,200万2,569円となります。

次に、令和元年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで2,507万5,998円の残額となったところです。

次に、令和元年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで740万8,994円の残額となったところです。

次に、令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで103万931円の残額となったところです。

次に、令和元年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで5,606万7,230円の残額となったところです。

最後に、令和元年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで36万3,782円の残額となったところ

です。

以上、令和元年度各会計の決算について御審議のほどよろしく願
いいたします。

議 長

本案につきましては、令和元年度南幌町一般会計及び特別会計決算
審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に
朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 長

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

角島代表監査委員。

監査委員

若干補足をさせていただきたいと思えます。今回、先ほど一般質問
の中でもご意見がありました。まず審査に付した町長が、現在不在
ということになっております。ここにあります、職務代理者宛てに決
算審査意見書を提出したところ、不在という極めて異例な事態とい
うふうを受けとめてございます。この場合のために、町の条例では、職
務代理を総務課長以下、順次職務代理するということが定められてお
ります。結果としては、理事者には言わないで今回、私のほうから申
し上げるのは、職員に対して言うことになってしまいます。しかし、
審査の過程の中で、職員にはある程度のことをお話をさせていただ
いており、ある程度その概要を議員の皆さんにお伝えをすることと、あ
わせてちょっと時間があつたものですから、じっくり見直すと、ちょ
っと何か所か直したいなというところがございましたので、その点
をお話をさせていただきます。まず2の審査の期間及び場所なんです
が、7月20日から実施をしてございます。これは町長から審査に付
された日というふうに記載しております。監査委員条例では、審査に
付された日から30日以内に決算審査の意見書を提出しなさいとい
うふうになっております。これが右肩にあります8月18日で、暦日
で30日ということでありまして、そういうふうになっておりま
す。出した日がちょっと違つと、またちょっと違つたことになりま
す。そういう結果になってきてございます。それと3の審査の手續で
すけども、これが従来と書き出しが変わつてございます。私たち監査
委員はというふうにしてございますのは、平成29年度の地方自治法
の改正の中で、それぞれの市町村ごとに監査基準を定めなさいとい
うことが定められました。したがって、本年4月1日付けで町のホーム
ページのほうにも公開をしてございます。場所は南幌町議会の一番最
後のところに、これを公表させていただいているということござい
ます。これに基づいて実施をさせていただいてございます。3行目に
ありますが、予算執行が適正かつ効率的に実施をされているかとい
うことがあるんですが、効率的というのは安いということではないとい
うふうに理解し、効果が出ないことはお金をいくら使つても意味があ
りませんし、いくら安くても意味がないというふうに考えておりま
す。後ほどちょっと出てまいります。そういう意味でお金が適正に
使われているのかなということを適宜注意を払いながら、見させてい

ただいてございます。2ページにまいります。2ページは財政規模について記載をしてございます。行政の会計の場合は、まず使うべきお金を決めて、それから税金をはじめ国からの補助金、道からの交付金等を含めて財源を確保して、最後に基金を崩し、それから借入れを起こすという形で組まれてございますので、まず一般会計については2億8,700万円ほど増額をして、補正率、当初予算に比べて4.9%の増加をしているということを書いております。そして、特別会計については理屈としては同じなのですが、実際には、国民健康保険がどれぐらいの規模で使われたかというのは、結果を見なければわかりません。ですから、予算を適時補正しながら実施をしているということで、これは結果の勝負、ほとんど公営企業みたいなものです。水道のようなものになっています。したがって下水道移管については、今後、地方公営企業法が適用されるという手続に入ってきているというふうになってございます。それで、一般会計の歳出予算の補正内容については、書いてあるとおりでありますし、議会にもかかっておりますので、改めて言うことはないんですが、特に1点だけ申し上げておきたいというふうに思います。歳出予算の補正内容、2つ目の段落の2行目、補正第1号で、減債基金積立金1億2,542万2,000円、プレミアム付商品券事業4,930万5,000円となっております。3ページの中ほどに補正第6号、表のちょっと上ですね。プレミアム付き商品券事業、マイナス2,869万65万9,000円の減額補正をしております。これを差し引きしますと、2,065万6,000円、41.9%が執行されたということになるわけです。これ実は国の事業でありまして、極めて新聞等でも評判が悪い。何故かということで、いろいろ確認をさせていただいたんですが、子育て世代、住民税非課税世帯を抽出をして案内をする。しかし、それに対しての申請があって初めて、審査をして買う権利が発生するというのがありますが、子育て世帯は全戸に送っていますけれども、そして買うか買わないか、本人たちが申請をして買って、そして実際どこまで使うかということでもあります。これ実は個人情報がありますので、それぞれの業態の中で本当に該当するのかなのかというのは、審査をしてみなければわからないということ。それと、様式的に地域振興商品券も同時に動いていましたので、プレミアム付き商品券が様式的に適切だったかという疑問もちょっとあります。明らかにプレミアム付き商品券とわかるという状況だったら本当によかったのかというふうに疑問を持っているところでもあります。これは住民税非課税世帯1,492人中601人が申請をしたと、購入をしたと、子育て世帯は121人に案内をして、購入をしていただいたという格好になっております。実は、こういう現象は平成30年度のあったか灯油でも同じように、予算は大きいけど結果は小さいと、そこら辺が個人情報はどこまでリンクをして物を考えるのかということになろうかと思えます。7ページになります。ここで、ふるさと応援寄附金の関係でちょっとお

話をしたいんですが、訂正を含めてお話をさせていただきます。なお、ふるさと応援寄附金のうち、ふるさと応援寄附金は4,849件、5,233万6,000円と前年度のというふうになっていますが、ここに実は前年度の件数が入っておりません。それを入れていただきたいんですが、3,613件で4,497万2,000円でございます。単価を出しますと、令和元年度は5,200万円を4,800件で割りますと1万793円でございます。前年度につきましては、同じように割り返しますと1万2,447円、13.3%、1件あたりの単価を下がっているということが言えると思います。そして同じ段落の中で、南幌町の住民が他の市町村に寄附した件数については、これは両方ともそれぞれ書いております。これを割り返しますと、令和元年度は5万7,038円、それだけの単価で出されていると、そして前年度は6万253円が、要するに単価が高い単価で、その差は5.3%単価が下がっております。ということは、数がふえると黒字になっていくだろうと思うんですが、結構外に出ているお金の単価が大きいですね。そこが特徴かなというふうに思っております。そして、最後のところに、いろんな制限が付いてきましたふるさと応援寄附金では、総務省からいろいろ制限が付いてきました。それに対する対応について若干意見を述べさせていただきます。最後の下から2行目の後段に、新たな寄付目的の停止や知名度の向上手段としての、適正な経費で取り組むことが重要であるということで、実は一つは、例えば、お米であり、スイカであり、トウモロコシであり、あと、いろんな産品がありますが、メインはその3つです現実的に。その部分の知名度高揚なり、特産品のPRというよう要素は間違いなくあると思います。もう一つは、ことしの2月に金融機関が調査をしたアンケートがありまして、応援商品、要するに端的に言うと、ことし北海道でコロナが発生したということでクラウドファンディングをやりました。相当な金額があつという間に集まったと。熊本で災害があつたと、これも同じように対価を求めないで寄付をしているんですね。こういう取り組みができないのかということをおっしゃってございます。金融機関の調査では、相当な数の人がそういう希望を持っているというふうになってございますので、そういう考え方を取り入れていくべきではないのかなと思います。今、誘客施設ということで、プロポーザルでやっているというふうに聞いておりますが、例えばこれについて具体的にどのような施設をどうつくるのかというのはまだわかりません。それは、これから業者が作って提案をしてくるだというふうに聞いております。しかし、では、そういうニーズが本当にあるのかというのは、お金を募集してみたらどうかということですね。反応があるのであればニーズがあるんですよ。そういう考え方も一つは必要だろうなというふうに思っています。今はeコマース、通信販売、ふるさと応援寄附金が成り立っています。クラウドファンディング、資金調達に使うような考え方をすべきではないかなというふうに思っております。

15ページへまいります。15ページでは上から二つ目の段落で起債の関係について触れておりますが、ここで最後の2行で、2%強の資金がもうほとんどなくて5,000万円ぐらいになったというふうになっております。というふうに記載をしております。56億9,000万のうち5,000万ほどが2%強の資金であります。これはもう間もなく無くなっていくとなってくるわけですが、この非常に高い金利の資金がなくなったということは、資金調達がしやすくなっていますから、それはそれで非常に良いことだというふうに思っております。16ページをごらんいただきたいですが、16ページの下の方に森林環境税の関係を記載しております。実は、令和元年度から初めて出てまいりました。令和6年から、住民1人あたり1,000円、国税が均等に徴収をされると。それを森林整備に充てなさいということなんですが、その前段階で、譲与税という形で町に交付をされてきてございます。それが、基金にわずかな金額ですが29万8,000円積み立てられているというのが現状になってございます。この関係については、決算資料の55ページにも充当状況についてということで、後ほどごらんいただければと思います。それから22ページにまいります。22ページの下に、下水道事業の特別会計の地方債というふうに表をつくってございまして、実は2%を超える資金が大量に残っております。ここに数字が書いてありますのでそれはそれでごらんいただいて、あるいは決算資料にも通知がありますので、それをごらんいただきたいとそういうふうに思うんですが、かなり高利の資金が残っているということで、今現在、政府系資金を借りると1%いかなない金利でお金を貸してくれると、民間の金融機関は1%を超える程度、1.5%前後だろうというふうに思いますがそういう形で、一般的な金利情勢になっております。ただ、いまだに4%台の金利、30年前、その時は安かったでしょうけれども、いまだにその資金を借りているという状況になって、補償金です。ここに書いてある最後の行に書いてありますが、補償金から先の金利の部分を全部よこしなさいというのが条件で、繰り上げ償還を認めるというふうになってございます。これはちょっと今の時代、ビジネスモデルは変わっていますから、国がどんどん金利を下に誘導しているのに、結局、最終的には国民に金利を負担させるわけですね、町村なり何なりを介して、経由して金利を負担させるわけですから、これはある意味、税金の一種だというふうに思っております。今は手数料はどこの金融機関も発生いたします。ちなみに、きのうですが調べてみますと、北洋銀行は1万1,000円、金額において1万6,500円から5万5,000円ぐらいで、1,000万円以上で5万5,000円。その手数料で返金ができると。それから指定金融機関については5,500円から5万5,000円ぐらいで返金ができるというふうになっていますから、かなり単年度170万の金利がかかるような資金については5万5,000円ぐらい払ったって、返したほうがいいだらうと私は思い

ますが、制度がそう認めてないというところが、今の時代に合っていないというふうには考えています。この頃話題になっているのは、みずほ銀行が通帳1, 100円を取りますということを言っておりますが、そういう時代になったということでもありますので、そういった点も考えてほしいなというふうに思っております。27ページにまいります。27ページは、まず一つは令和元年度決算の概況ということでありまして、2つ目の段落のところに降雪量を書いてあります。平成30年よりは、2メートル10センチ少なかった降雪量で、というのが大きな特徴で、除雪経費が非常に安くなったということでもあります。その次に、特筆すべき事項ということで新型コロナウイルス感染症に対しての、南幌町新型インフルエンザ等対策会議が5回開催されておりまして、その議事要録を確認をさせていただきました。どんなふうに対応したかということで、本年度は実は、私は2回開催されているというふうに書いてあるんですが、定例監査でまたその内容に触れようかと思っておりましたが、日付まで入って修正をかけられてきましたので、もう言ってくれるなということだと思えます。5回の会議を開催して現状に至っているということです。これから会議が起きてくると、流行は拡大してくると、また会議を開催させて対応させていただき、対応するものは適正にされているというふうに。それと人口動態のところの1つ目の段落の下から2行目、生産年齢人口が118名、2.7%減少しというふうに、実は2カ所に分けて、今回書いてあるんですが、ここでは生産年齢人口は減っているんですね。しかし後で、もうちょっと詳しく申し上げますが、外国人の生産年齢人口はふえ、日本人が減って外国人がふえているというのが、南幌町の現状でございます。日本は全体的にそういう状況になっているというのは事実ですが、そんなふうになっています。28ページにまいります。みどり野団地の販売促進と情報発信と、人口の転入状況についてということで記載をさせていただきました。みどり野団地の販売促進は、北海道が大きな声を出して住宅供給公社と南幌町と一緒にやっているという取り組みをしてございます。結果としてはここに書いてあるように、それなりの販売促進が図られているというのは事実でございます。そのことによって、人口の構成も若干改善をして若年層がふえるという結果にもなっているわけですが、一方で出る、来年度以降、どういうふうにこれに取り組んでいくのかというのは、早目に示してやっていっていただきたいなと思えます。いつまでもきた住まいるヴィレッジが北海道、南幌町だけでできるとは全く思っておりません。何らかの手段を考えていかなければいけないかというふうに思えます。FM北海道の関係を書いてございますこの関係、最後の4行ほどに書いておりますが、ぜひこれは1月の広報に載ったのを今の9月にお話しするのはどうかというふうには思うんですが、私が残念だったなというふうに思っているのは、動画座談会を、動画なり音声でやってほしいなと、広報誌に載せて町に帰ってきた人に、それを持って行って

周りに宣伝しているではなくて、ホームページに来てくれたら、そこで動画なり音声で見られると、奥まで行って、広報誌を見ることはなかなかしません。おそらくその表面に張りつけてある動画なり、音声なりを見るのが普通だろうと、そういうふうに作ってほしいなというふうに思って、これは議論をしたんですが、改善については検討していると。当初お金をかけないように作ったことによって、変えるたびにお金がかかると、したがって、多少かけても、そういう新しい、いろんな取り組みができるようにしたいというふうに担当から聞き取りをしてございます。それとその時に、地域おこし協力隊の関係を記載をしてございます。せっかく町外から来ているわけですから、そういう声を出してほしいなというふうに思うんですが、調べていきますと、観光掘り起こし隊という定義でございます。地域情報を発信してくという意味で考えると、観光もこの中に含めてやってもいいのではないかなと、縦割りに考える必要ないのではないかと、今回感想を持っておりますので、敢えて申させていたいただきたいと思います。29ページですが、大変申し訳ございません。ちょっと訂正をさせていただきます。上のほうの段落、下から4行で、自然減はというふうになっていますが、増の字が落ちていました。自然増減と50人後半となっていますが、これは50人台後半の脱字でございます。その点を、訂正をいただきたいなと思っております。その上のほうに、社会的増減の中で外国人のふえ方がどうなっているかというのを記載しております。南幌町も他の町村と違いますか、都会ほどではないんですが、やはり外国人に依存している割合が高くなっているということを一つ念頭に置いていただきたいと思っております。そして、やはり若い人が入ってきております。子どもが生まれておりますので、若干ですが15歳以下の人口がふえて、人口構造が改善されているということも、きた住まいるヴィレッジの効果として見えるのかなというふうに思っています。どういうふうに来てもらうかというのが、今後の楽しみです。ことし10月1日が国勢調査の年でございます。これは調べますと大正9年10月1日、1920年10月1日に国勢調査を初めて実施をしたということでもありますから、100年目の国勢調査です。その時と、今どう変わっているかというのは、相当人口も人口構成も変わってきているだろうなと思いますので、そういった点も一つの興味を持つべき点なんだなというふうに思っております。3番目につきましては書いてあるとおりでありますので、省略をさせていただきます。以上です。

議 長

ただいま上程されました、令和元年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました、令和元年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く8名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いま

- 議 長 すので、議長よりお諮り願います。
- 議 長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員からの御発言は、8名による決算審査特別委員会の設置をして本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。
- (なしの声。)
- 御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。
- ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。
- 9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 ただいま設置されました決算委員会特別委員会の委員長には菅原文子議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。
- 議 長 お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員からの御発言がありましたとおり、委員長には菅原 文子議員、副委員長には本間 秀正議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。
- (なしの声。)
- 御異議なしと認めます。よって、委員長には菅原 文子議員。副委員長には本間、秀正議員と決定をいたしました。
- 場内時計で11時まで休憩といたします。
- (午前10時51分)
- (午前11時00分)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
- 日程6 認定第2号 令和元年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。
- 町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。
- 町長職務代理者総務課長
- 町長職務代理者総務課長 ただいま上程をいただきました 認定第2号 令和元年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。
- 病院の経営状況につきましては、医師確保が困難な中、常勤医師3名の医療体制を確保し、前年度に比べ、外来患者数は若干の減少となりましたが、入院患者数は微増となり、その結果、収益的収支で5,628万9,672円の純損失となったところです。
- 以上、令和元年度病院事業会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
- 議 長 本案につきましては、令和元年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として、監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。
- 局 長 (朗読する。)
- 議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

角島代表監査委員。

1 ページをごらんください。審査の手続の関係につきましては、一般会計で御説明したのと同様の状況であります。ただ、最後の2行ですね。また、文章中、特に必要な場合を除き、令和元年度は本年度、平成30年度は前年度、平成29年度は前年度として記載したというのは、ここ数年の中で病院会計の決算、結果が一番よかったのは平成29年度でした。この時は1,700万の黒字でございました。当然いろいろな繰入れが入っていますけれども、それでも町として、町立病院を黒字で経営をしたという状況であります。以降、30年度については常勤医師が1人ずついなくなったという状況でありました。令和元年度につきましては、3人体制でスタートして、前年度医者がいなくなっていくという過程で、ある意味失った信用をとりあえず4月からの体制の中で取り戻してきたと、おおむね上期ぐらいは前年を下回っておりましたが、その後、徐々に回復をしてきたという経過にあります。その結果として、最後2月ぐらいから、コロナの影響が出て患者数が減ってくると、国民健康保険会計的に言えば無駄な診療をしなかったの、その分医療費の削減が図られたという言い方もできるかと思えます。しかし、病院会計と町民の健康ということを考えて場合に、本当にそれでよかったのかという部分はあるのかなというふうに思っております。11ページ、最後のページに飛んでいただきたいのですが、まず10ページですね。経営概況については読んでいただければわかるように整理をさせていただいております。特に100万円単位にして、大枠でこんな流れだったというふうにつかんでいただくように作成をさせていただきました。そして、ことしは既に令和2年度については既に病院改革、60床に向けて動いて、この効果が出てくるのはこれからということになるわけで、10ページの最後のところに、監査審査意見の付記として付けましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域医療を担う町立病院としての役割が再確認され、その重要性が増していることを踏まえ、経営の維持改善を期待し、付記するというふうにさせていただきました。やはり札幌、私も先週2日、その前2日ほど札幌に行くんですが、ちょっと覚悟をして仕事に行きます。町内に病院がある程度あれば大きく安心なんですね。そういう意味では、町立病院をきちっと維持していくというのは、これは行政の大きな役割だと思います。ただ、いかにその経営の採算を確保していくのか、それをしていかなければ、高い診療費を取っている病院もありますが、適正な診療費で高すぎて嫌われては困りますので、適正な医療と適正な金額でやっぱり診療していくということが非常に大事だろうというふうに思っております。令和2年度に入ってからのお金の動きを見ていきますと、公立病院だからもっていると、一言で言えばそういう感じですね、お客さんではなく患者数が2月、3月減った分が、4月、5月の現金収入に影響して、保険負担部分が2か月遅れでお金が入ってきますから、ストレートに期末に5,00

0万円ほどしかなかった、4月、5月という中で、十分なお金がば回っていないということで、ちょっと早目の繰り出しをしているという環境になってございますので、どう、きちっと病院を支えていくかということが、これはもう議会にとっても町にとっても、重要なことだということを改めて申し上げさせていただき、補足とさせていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま上程されました令和元年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました令和元年度南幌町病院事業会計決算認定にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することといたしました。

●日程7 報告第4号 令和元年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました報告第4号 令和元年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和元年度の各会計決算を基に算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第4号 令和元年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。別途配付しております報告第4号資料をごらんください。このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化の法律により、市町村の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務づけられています。

それでは、令和元年度決算により、それぞれの指標について、御説明申し上げます。最初に、1健全化判断比率の(1)実質赤字比

率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。この表をごらんいただきおわかりのとおり、赤字は発生しておりません。(2) 連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても赤字は発生しておりません。(3) 実質公債費比率につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均値で表示しております。本町の数値は11.9%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値につきましては資料の裏面をごらんください。平成29年度は13%、平成30年度は12%です。表の数値は3カ年の平均比率であり、前年度と比較して比率が減少しております。単年度の比率につきましては、平成29年度は11.2%、平成30年度は13.1%、令和元年度は11.4%となり、令和元年度につきましては、工業団地工業用地売却収入による特定財源の増加により、前年度と比較して比率が減少しております。資料の表面にお戻りください。(4) 将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は70.1%となります。早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、過去の数値につきましては資料の裏面をごらんください。平成29年度は75%、平成30年度は73.8%です。前年度と比較して比率が減少した理由としては、地方債の現在高及び債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによるものでございます。本町の財政状況が早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。次に、2 資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要がございます。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっております。以上、財政健全化法に基づく健全化判断比率等について、御説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定に係る全ての基準を下を下回っておりますが、今後におきましても、行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

本案につきましては、令和元年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されています。局長に朗読させます。

局長
議長

(朗読する。)

監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。報告第4号 令和元年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率は報告済みといたします。

日程8 議案第59号から日程9 議案第60号までの2議案につきまして、関連がございますので、一括提案をいたします。

●日程8 議案第59号 令和2年度南幌町一般会計補正予算
(第6号)

●日程9 議案第60号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算
(第2号)

以上、2議案を一括して議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第59号及び議案第60号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第59号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましても、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として実施する地域経済対策や教育環境整備事業、公共施設整備事業及び高度無線環境整備推進事業に係る経費の追加、歳入では、普通交付税確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金、並びに令和元年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,669万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,627万9,000円とするものです。

次に、議案第60号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましても、歳出では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、隔離病棟の整備、オンライン診療システムの導入及び感染者対応従事者慰労金に係る経費の追加、歳入では、一般会計繰入金、道補助金、その他特別利益の追加が主な理由です。

その結果、収益的支出では、既定予算に2,269万5,000円を追加し、7億1,759万1,000円とし、資本的収支では、既定予算に2,332万7,000円を追加し、1億4,156万4,000円とするものです。

議案第59号につきましても総務課長が、議案第60号につきましても病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

議案第59号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の説

明を行います。初めに、歳出から説明いたします。17ページをごらんください。2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,004万円の追加です。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附額の増加に伴う関連経費を追加するものです。なお、8月31日現在の実績を資料として配付していますので、参考としてごらんください。

2目文書広報費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目財産管理費、補正額6,600万2,000円の追加です。財産管理経費、24節積立金で、令和元年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づき、繰越額の2分の1の額を財政調整基金に、ふるさと応援寄附額の増分により、ふるさと応援基金にそれぞれ積み立てするものです。

4目企画振興費、補正額3億6,923万4,000円の追加です。次ページにかけて、生活路線等交通対策事業で新型コロナウイルス感染症対策として、三密を避けながら効率的な公共交通の利用や外出機会を創出するため、将来デマンド型交通を整備する経費を追加するものです。

次に、知名度向上対策事業で、コロナ禍において影響を受けている町内観光施設や飲食業などのプロモーション活動に要する経費を追加するものです。

次に、エリアマネジメント推進事業では実施を予定しているシンポジウムやワークショップにおける講師謝礼等の経費を追加するものです。

次に、高度無線環境整備推進事業では、GIGAスクール構想やスマート農業へ対応するため、市町村共同調達の公設民営方式により、光ファイバーを町内全域に整備する経費を追加するものです。2ページにまいります。

8目防災諸費、補正額2,484万5,000円の追加です。避難場衛生環境確保事業として、災害発生時の避難所施設における、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品、備品を整備する経費を追加するものです。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額859万1,000円の追加です。戸籍住民経費で、住民基本台帳システム及び戸籍総合システムの改修に要する経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額129万円の追加です。次ページにかけて、避難行動要支援者避難支援事業で、災害時における支援者台帳管理地図システムの導入に要する経費を追加するものです。

2目障害者福祉経費、補正額333万9,000円の追加です。障害者福祉経費で、令和元年度自立支援医療給付事業費の確定による過年度返還金です。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額671万7,000円の追

加です。学童保育事業で、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品、施設周辺に要する経費を追加、児童福祉総務経費で、令和元年度障害児支援給付事業の確定による過年度返還金の追加です。

3目保育所費、補正額840万円の追加です。保育所等運営補助事業で、コロナ禍において、乳幼児の保育の継続に従事した者に対する慰労金、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を行う保育所等に対する補助金の追加です。次ページにまいります。

4目子育て支援費、補正額60万7,000円の追加です。子ども・子育て支援事業で、ファミリーサポートセンター事業に係る新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を追加するものです。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額127万2,000円の追加です。母子保健事業で、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を追加するものです。

2目予防費、補正額170万円の追加です。感染症予防事業で、各公共施設における新型コロナウイルス感染症予防に係る消耗品等を購入する経費を追加するものです。

4目病院費、補正額2,574万4,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、新型コロナウイルス感染症対策として、隔離病棟を整備する経費等を繰り出すものです。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額901万6,000円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で、福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、衛生設備及び通信設備の整備に要する経費を計画するものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額3,000円の追加です。担い手育成対策事業で、平成30年度の被災農業者向け補助事業に係る過年度返還金です。

5目農村環境改善センター管理費、補正額719万7,000円の追加です。改善センター管理経費で、新型コロナウイルス感染症対策の指定避難場の衛生環境維持のため、整備に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

6目ふれあい館管理費、補正額239万8,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策として、衛生環境維持のための改修に要する経費を追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額3,905万円の追加です。南幌温泉経費で、新型コロナウイルス感染症拡大により利用者の減少に伴う減少分を指定管理者協定に基づき補てんするため追加するものです。緊急経済支援事業で、家賃支援特別給付、小規模事業者持続化特別補助、食品製造業町民還元販売助成、なんぼろ割宿泊助成、旅客運送事業者等支援の5つの経済対策に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

2目ふるさと物産館管理費、補正額3,553万4,000円の追

加です。ふるさと物産館管理経費で、新型コロナウイルス感染症対策等、指定避難場の衛生環境維持のため、空調設備、衛生設備、及び通信設備の整備に要する経費を追加するものです。

次に、7目土木費3項2目公園費、補正額4,065万円の追加です。公園施設管理事業で、12節では、新型コロナウイルス感染症対策として、公園及び緑地の環境整備に要する経費を、14節では石狩川改修工事に伴う治水館改修に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

4項1目住宅管理費、補正額2,513万4,000円の追加です。町公営住宅管理事業で、公営住宅修繕料の追加、新型コロナウイルス感染症対策として、栄町公営住宅の浴槽設置及び通路舗装改修に要する経費を追加するものです。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額444万8,000円の追加です。南空知消防組合負担事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、ウイルス等滅菌設備、救急処置資機材等の購入に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額1,250万4,000円の追加です。教育振興経費で、新型コロナウイルス感染症対策として学校保健用消耗品購入に要する経費を追加するものです。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業で、GIGAスクール構想実現に向けた学習環境を整えるため、小中学校への電子黒板整備に要する経費を追加するものです。

次に、2項1目学校管理費、補正額3,823万7,000円の追加です。学校運営経費で、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として、ビニール手袋等の消耗品、移動式サーモカメラなどの備品の購入に要する経費を追加するものです。次ページにかけて、校舎管理経費で、新型コロナウイルス感染症対策と指定避難所としての衛生環境維持のため、空調設備、衛生設備などの整備に要する経費を追加するものです。

次に、3項1目学校管理費、補正額2,477万7,000円の追加です。学校運営経費で、中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、ビニール手袋等の消耗品、移動式サーモカメラなどの備品の購入に要する経費を追加するものです。校舎管理経費で、新型コロナウイルス感染町対策として、指定避難所としての衛生環境維持のため、空調設備、衛生設備などの整備に要する経費を追加するものです。次ページにまいります。

4項2目社会教育振興費、補正額51万円の追加です。社会教育振興事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、成人教育事業におけるオンライン環境の整備に要する経費を追加するものです。

6款生涯学習センター管理費、補正額2,190万6,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、新型コロナウイルス感染症対策と指定避難所としての衛生環境維持のため、空調設備、衛生設備、

及び通信設備などの整備に要する経費を低下するものです。次ページにまいります。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額637万8,000円の追加です。スポーツセンター管理経費で、新型コロナウイルス感染症対策と指定避難所としての衛生環境維持のため空調設備、衛生設備などの整備による経費を追加するものです。

4項給食センター運営費、補正額117万2,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策として、衛生設備の改修に要する経費を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。13ページをごらんください。10款地方特例地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額172万6,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1億1,758万3,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税の確定額は20億7,758万3,000円となり、昨年度の交付額より9,659万6,000円の増となったところです。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫負担金、補正額4億4,153万4,000円の追加です。総務管理費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,599万3,000円。高度無線環境整備推進事業補助金1億3,695万円がそれぞれ補助されるもので、戸籍基本台帳費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金として、住民基本台帳システム及び戸籍総合システムの改修にかかる補助です。

2目民生費国庫補助金、補正額450万円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金では、歳出で説明いたしました、保育所等に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に対する補助です。

5目教育費国庫補助金、補正額207万3,000円の追加です。歳出で説明しました、学校保健衛生事業に係る補助金です。次ページにまいります。

16款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額414万4,000円の追加です。1節障害者福祉費道補助金では、歳出で説明した災害時における申請者、支援者台帳管理システムに係る補助金。6節児童福祉費等補助金では、歳出で説明しました保育所等に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に対する道負担分の補助です。

次に、17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額488万8,000円の追加です。1節土地建物売払収入で、中央4丁目183番7の町有地323.27平方メートル、字幌向原野911番1の町有地367.65平方メートルを売却したものでございます。

18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額19万円の追加です。1節一般寄附金として、第8区岡山 敏幸様、札幌市 株式会社正和プラント様より、それぞれ10万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額2,000万円の追加です。ふるさと応援寄附金の増加によるものです。今年度の寄附額は8,000万円と見込んでおります。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整繰入金、補正額7,279万4,000円の減額です。2目減債基金繰入金、補正額5,000万円の減額です。それぞれ財源調整を行うものです。

20款繰越金1項1目繰越金、補正額9,100万2,000円の追加です。令和元年度繰越金の確定によるものです。

21款諸収入5項5目雑入、補正額53万5,000円の追加です。1節雑入で、地域づくりセミナー開催支援金及び強い農業作り事業補助金の返還金です。次ページにまいります。

22款町債1項1目総務債、補正額2億2,860万円の追加です。2節防災対策事業債では、指定避難場の環境改善の整備。3節高度無線環境整備推進事業債では、光ファイバー整備に係るものです。

5目土木債、補正額2,030万円の減額です。充当財源を変更するため、減額するものです。

6目消防費、補正額40万円の追加です。小型動力ポンプ付積載車購入事業費の確定によるものです。

7目臨時財政対策債、補正額161万4,000円の追加です。令和2年度地方交付税の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ7億8,669万5,000円を追加し、補正後の総額を88億2,627万9,000円とするものです。

次に、第2表 地方債の補正の説明を行います。7ページをお開きください。

地方債の追加です。指定避難場環境改善事業並びに高度無線環境整備推進事業の2事業を追加するものです。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。

地方債の変更です。小型動力ポンプ付積載車購入事業の補正前の限度額4,230万円を補正後の限度額4,270万円に。臨時財政対策債の補正前の限度額9,900万円を補正後の限度額1億61万4,000円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

地方債の廃止です。公園施設長寿命化整備事業について、充当財源の変更により廃止するものです。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続いて、内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第60号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。3ページをごらんください。

初めに収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款病院事業収益 2項4目他会計繰入金、補正額362万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染予防対策事業の医療消耗備品等の購入分として、また、7目補助金では、補正額406万7,000円の増額、

議 長
病院事務長

医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業分として一般会計から繰入を行うものでございます。

1款病院事業収益3項1目その他特別利益、1,500万円の増額で1節、その他特別利益、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業感染者対応従事者慰労金分として増額するものでございます。

次に、支出について説明いたします。1款病院事業費用1項2目材料費、補正額408万7,000円の増額でございます。2節診療材料費では、新型コロナウイルス感染防止医療消耗品として病院で使用するマスクや防護服等を購入するものでございます。4節医療消耗備品費では、隔離病室で使用する歩行器、車椅子、リハビリ用品等備品を購入するものでございます。

3目経費、360万8,000円の増額で、6節消耗備品では、隔離病室用リハビリ用椅子及びテーブル、隔離病室用電子カルテパソコン、PCカート等購入のため増額するものでございます。

続いて、3項2目その他特別損失、1,500万円の増額でございます。歳入でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により感染者対応従事者慰労金として病院内の職員等79名に特別慰労金を交付するものでございます。1月28日から4月15日までに退職しているが勤務日数が10日以上職員等については10万円、6月末日まで勤務している職員については一律20万円の交付となります。次ページにまいります。

次に資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款資本的収入2項1目繰入金2,211万7,000円の増額で、2目一般会計繰入金では、新型コロナウイルス感染予防対策事業により隔離病室2室の改修工事経費や隔離病室用ポータブルレントゲン装置、ポータブルエコー、フラットパネルなどの購入経費分として一般会計から繰入するものでございます。

次に支出について御説明いたします。1款資本的支出1項1目固定資産購入費1,171万1,000円の増額でございます。1節機器及び備品購入費では、収入でも御説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染予防対策事業により、隔離病室用の医療機器等の整備をするものでございます。また、2目病院事業整備費では、1,161万6,000円の増額で、1節工事請負費では、隔離病室衛生工事の実施で1,040万6,000円、ボイラー軟水器更新で121万円の追加でございます。1ページにお戻りください。

第2条 病院事業会計予算。第3条で定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を7億3,020万7,000円、病院事業費用の総額を7億1,759万1,000千円に改めるものでございます。

次に 第3条 病院事業会計予算第4条本文括弧書中1,263万5,000円を1,384万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を収入総額1億2,771万9,000円、支出総額を1

億4,156万4,000円に改めるものでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額1,384万5,000円については、損益勘定留保資金より補てんするものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

議長

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時49分)

(午後1時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑にあたっては、議案ごとに行います。

初めに、議案第59号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第6号)についての質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、24ページの第7款土木費の公園費なんですけれども、委託料で2つあげられているんですけども、このコロナ対応とさっきおっしゃいましたかね、それで、都市公園環境整備業務なんですけれども、具体的にどのような内容なのか。この緑地帯環境整備業務も含めて、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

議長

都市整備課長。

都市整備課長

ただいまの熊木議員の質問にお答えいたします。この公園施設管理事業の委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によるものでございます。そのうち、緑地帯環境整備事業につきましては、北町の緑地帯の樹木の剪定並びに老木の伐採を行います。本数については、約270本程度を予定しております。以上です。

議長

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

2点目の緑地帯環境整備のことはわかりました。

(再質問)

それで、その都市公園整備事業のところのコロナ対応ということで、具体的にどういう、その公園のところのどういう内容なんですか、そこちょっともう少し丁寧にお願いします。

議長

都市整備課長

都市整備課長

(再答弁)

ただいまの御質問にお答えいたします。都市公園環境整備業務につきましては、都市公園21公園の中の樹木の剪定、約750本、並びに老木の伐採約100本を予定しております。以上です。

議長

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今、その樹木ということで説明あったんですけども、この樹木の剪定がコロナ対策とどのような関係なんでしょうか。

(再々質問)

議長

都市整備課長。

都市整備課長

(再々答弁)

ただいまの御質問にお答えします。公園では、ソーシャルディスタンス、要するに人と人との空間が比較的取りやすいですけども、樹木の枝が繁茂していることによって、公園内で安全に快適に過ごすことができない部分があると、そういうことで三密になる箇所もあるとい

うことから、屋外活動を自由に充実させるという意味で、感染症対策として十分な自由空間を確保するために剪定を行うというものでございます。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

18ページの高度無線環境整備推進事業についてお伺いいたします。今回、晴れて、こういうふうな形で予算付けされたわけですが、実際、道内でも結構こういった光ファイバーの敷設事業ということで、市町村のほうで名乗りを上げているというふうなことを話を聞いております。ということで、相当この事業に対してはどこの町も殺到するのかなと思うんですけども、工事事業者は限られているわけですし、そういった面では相当業者のほうも忙しい思いするのか、結構混み合うというふうにご心配するところなんですけども、この事業は年度内に実施可能なのでしょうか。その辺りについて再度お伺いいたします。

それともう一つ、さっき資料として付け加えられましたふるさと応援寄附金の事業の関係ですけども、この表の中で下から3行目になるんですが、マスクというふうな形で記載されていまして、それは169件ですか、110万円相当の寄附金があったというふうなことで書かれていますけども、これについて、どういうふうなものだったのかお伺いいたします。

議長

まちづくり課長

まちづくり課長。

石川議員の1点目の光ファイバーの関係でお答えいたします。光ファイバーの整備に関しましては、全道ほとんどの自治体が行うということで、特に南幌町に関しましては、補助財源の関係で有利な起債の財源措置の関係から、本町を含め12市町の任意団体によりまして共同設置の公設民営方式を採用することになります。そういうことからですね、まずはそちらのほうに設計業務が入りまして、実際の工事完了に関しましては、多分今のスケジュールでいきますと、年度を開ける可能性がございます。そういう形で早急に光ファイバーが施設されますように共同設置の中で、共同調達で行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

議長

総務課長

総務課長。

ただいまのふるさと納税のマスクの関係についてお答え申し上げます。マスクにつきましては、南幌ソーイングさんから以前、町のほうに寄付をいただいたということで、小学校、中学校の部分にお配りしております。その時に、南幌ソーイングの社長さんとお話をしまして、ぜひ南幌町としてのふるさと応援寄付事業というものがありますので、そちらのほうでいかがでしょうかということで、南幌ソーイングさんのマスクをふるさと納税という形でホームページに載せさせていただいて、それを返礼品として使わせていただいているというこ

とです。以上です。

議 長
石川議員
(再質問)

7番 石川 康弘議員。

高度無線につきましてはわかりました。ただ、よその町、これ有利な形でやるという話でしたけども、過疎債や何やら受けている町のものとはまた違うような進め方でいくというふうなことなのでしょうか。例えば近隣の町でも聞きますと、もうある程度接続したい希望を取りまとめて希望調査をしているという話もありますし、そういった動きとしてはうちの町はどんな形で進むのかなということお聞かせ願いたいと思います。

それとこのマスクに関してですけれども、ちなみにおいくらぐらいの形での返礼品として捉えたのか、その辺りもちょっとお聞かせください。

まちづくり課長
(再答弁)

光ファイバーの当町のほうはですね、過疎適用外の小規模自治体ということで過疎債が活用できません。そういう部分からですね、本町も含め12市町、そちらのほうでは過疎も使える市町もございますが、そちらのほうでは、公設民営により行うということになってございます。当然、公設民営に関しましても、民設民営に関しましても、設置の申し込みをした中で進めていくということで、設置に関してはその2種類があるということで進んでございます。設置のスケジュールに関しましては、公設、民設に関しても大きく変わりはないと、N T Tのほうからお答えをいただいております。以上です。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

マスクのほうでございますが、申し訳ありません、記憶が定かではありませんが5,000円の寄付ということで、枚数については申し訳ありませんが後ほど御返答させていただきたくということで、寄付のほうはそのように受けたということです。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第59号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第60号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第61号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第61号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましても、歳出では、保険税等還付金の追加、歳入では、基金繰入金の減額、令和元年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,332万4,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第61号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。

はじめに、歳出の説明をします。8ページをごらんください。9款諸支出金1項1目保険税等還付金、補正額50万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度下がった世帯に対する保険税の減免や、資格の遡及喪失などの件数の増加に伴い、保険税の過年度還付金を追加するものです。

次に、歳入の説明をします。7ページをごらんください。6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額2,357万5,000円の減額です。令和元年度繰越金の確定等に伴い、減額するものです。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額2,407万5,000円の追加です。令和元年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ、50万円を追加し、補正後の総額を10億2,332万4,000円とするものです。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

それでは採決いたします。

議案第61号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第62号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号) 議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第62号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加、歳入では、基金繰入金の減額、令和元年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,418万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,448万4,000円とするものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第62号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、財源内訳の変更で、介護保険保険者努力支援交付金の確定による充当でございます。

続きまして、2項6目任意事業費、財源内訳の変更で、保険者機能強化推進交付金の確定による充当でございます。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額218万3,000円の追加でございます。24節積立金、218万3,000円の追加。財源調整を行うものでございます。

6款諸支出金1項2目償還金、補正額4,200万2,000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金4,200万2,000円の追加。令和元年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算による返還金でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。2款国庫支出金2項5目保険者機能強化推進交付金、補正額49万9,00

0円の追加でございます。1節保険者機能強化推進交付金49万9,000円の追加。事業費確定に伴うものです。

6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額112万9,000円の追加でございます。1節介護保険保険者努力支援交付金112万9,000円の追加。本年度、新設された交付金で、5目の機能強化推進交付金の他に、努力支援交付金の創設することにより、介護予防の位置づけを高め、介護予防・健康づくり等の取組みを重点的に評価することで、配分基準にメリハリをつけて、強化する仕組みを取り入れた財政的インセンティブによるものでございます。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額1,151万円の減額。1節介護給付費等準備基金繰入金1,151万円の減額。財源調整を行うものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額5,406万7,000円の追加でございます。1節繰越金、令和元年度繰越金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ4,418万5,000円を追加し、補正後の総額を8億4,448万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは、採決いたします。

議案第62号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程12 議案第63号から日程13 議案第64号までの2議案につきまして関連がございますので、一括提案いたします。

●日程12 議案第63号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

●日程13 議案第64号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

以上2議案を一括して、議案といたします。

町長職務代理者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者 ただいま上程をいただきました議案第63号 北海道町村議会議

総務課長

員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第64号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、加入する一部事務組合の解散による脱退に伴い、組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第63号及び議案第64号の2議案について御説明申し上げます。2議案は、一部事務組合に加入している山越郡衛生処理組合については令和2年3月31日をもって、奈井江・浦臼町学校給食組合については令和2年9月30日をもって、札幌広域圏組合については令和元年7月31日をもって解散により脱退となるため、組合規約の変更が必要となり、組合の構成市町村などに対し協議を求められたことから提案するものでございます。

初めに、議案第63号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更について、御説明申し上げます。別途配布しています議案第63号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となります。下線部分に変更となる箇所です。改正前、別表第1、下線部分、山越郡衛生処理組合、奈井江・浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合を別表から削るものです。

附則として、この規約は（地方自治法昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第64号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。別途配付しています議案第64号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、下線の部分に変更となる箇所です。まず、別表第1、石狩振興局の項中、（12）を（11）に改め、札幌広域圏組合を削り、渡島総合振興局の項中、（16）を（15）に改め、山越郡衛生処理組合を削り、空知総合振興局の項中、（32）を（31）に改め、奈井江・浦臼町学校給食組合を削るものです。

次に、別表第2、次ページにかけまして地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の項中、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江・浦臼町学校給食組合を削るものです。

附則として、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第63号、議案第64号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに 議案第63号 北海道町村議会議員公務災害補償組合の規約の変更についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第64号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第63号 北海道町村議会議員公務災害補償組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第64号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第65号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第65号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、加入する一部事務組合の解散による脱退に伴い、組合規約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

議案第65号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。本規約の改正につきましては、議案第63号、議案第64号と同様、組合に加入している団体が解散による脱退などの移動があった場合、組合の規約変更が必要となり、組合を構成する市町村など、市町村などに対し協議を求められることから、提案するものでございます。別途配付しています議案第65号資料、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となり、下線部分が変更箇所となります。

改正前、別表（２）一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中、山越郡衛生処理組合を、空知管内の項中、奈井江・浦臼町学校給食組合を削るものです。いずれの組合も解散により脱退するため、別表から削除するものです。

附則として、この規約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第６５号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第６５号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１５ 議案第６６号、道央廃棄物処理組合理約の変更についてを議題といたします。

町長職務代理人より、提案理由の説明を求めます。

町長職務代理人総務課長。

町長職務代理人
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第６６号 道央廃棄物処理組合理約の変更につきましては、組合事務所の移転に伴い、組合理約の変更について、構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第６６号 道央廃棄物処理組合理約の変更について、御説明申し上げます。

本規約の変更については、組合事務所の移転に伴い、組合理約に定める組合事務所の位置を改めることについて、構成する各地方公共団体において、規約変更の協議を行うものです。

それでは、別途配布しました議案第６６号資料 新旧対照表をご覧ください。左側が変更後、右側が変更前でございます。

第４条 組合の事務所の位置について、現在の千歳市美々７５８番地の５４から千歳市東雲町２丁目３４番地６に変更するものでございます。なお、場所につきましては千歳市役所西庁舎内となります。

次に附則として、この規約は、北海道知事への届出の日から施行す

る。

議長

以上で、議案第66号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第66号 道央廃棄物処理組合の規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

総務課長

先ほどの石川議員の質問に対し、総務課長より答弁がございますので、発言を許します。総務課長。

先ほど石川議員より御質問のありましたふるさと応援寄附金のマスクの関係でございます。ちょっと枚数が定かでないございましたので、改めて御報告させていただきます。マスクにつきましては、それぞれ6枚組、10枚組、20枚組のセットでふるさと納税をさせていただいております。それぞれサイズについてはS、M、Lの3サイズとなっております。6枚組につきましては寄附額が5,000円、10枚組につきましては寄附額が8,000円、20枚組につきましては寄附額15,000円ということで、ふるさと納税を受け付けさせていただいております。以上です。

議長

よろしいですか。

それでは、以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。決算審査特別委員会終了まで休会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時35分)

議長 おはようございます。
去る9月14日より決算審査特別委員会のため休会となっておりました、令和2年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。

●日程16 議案第67号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長
議長

(朗読する。)

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました議案第67号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります。中鉢 須美子氏、向井 亜紀氏の任期が満了となるため、後任として武田 優理子氏、古道 郁恵氏を任命いたしたく提案するものです。任命につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第67号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長
議長

(朗読する。)

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります岩井 淳一氏が任期満了により退任することになり、後任として山下 義昭氏を諮問いたしたく、本案を提案するものです。御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは、採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、原案のとおり推薦することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。

●日程18 発議第13号 南幌町議会基本条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程いただきました発議第13号 南幌町議会基本条例制定につきましては、議会として議員の成り手不足や高齢化を鑑み、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、本案を提案するものであります。

本条例につきましては、議会運営委員会が中心となって、道内先進地視察や条例内容の研究などの協議を重ね、議会まちづくり特別委員会での審議も経て、議員総意の条例としてまとめたものであります。新条例ですので、朗読し、随時説明してまいります。

前文、南幌町議会として、地方自治体議会のほぼ半数で議会基本条例が制定されている中、議会として南幌町議会議員の成り手不足や高齢化を鑑み、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、本条例を制定するものである。

議会は、南幌町長とともに、二つの代表機関が異なる特性を活かして、南幌町民の意思の反映と持続可能な町民福祉を遂行する責務を負っている。

地方分権時代により、地方自治体の役割と自己決定の範囲責任が拡大し、町民の行政需要が増大する中で、議会は議会活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを町民と共有し、ともに多くの町民の町政への参画を推進することにより、町民により身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。

議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例に定め、最良の意思決定を行うことにより、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものである。

あわせて、公正性と透明性の確保と議会で審議された取り組みの流れを明記して残し、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加の推進、議員間の積極的な自由討議の展開、町長等執行機関との緊張感の維持、議員の資質の向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

ここに、議会は、町民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていくことを決意し、豊かなまちづくりと町民福祉の向上のため、不断の努力を続ける。

第1章 目的。

目的、第1条、この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則、政治倫理

議会の活動原則、第2条、議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。第2項、議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める南幌町議会会議規則の内容を継続的に見直すものとする。第3項、議長は、別に定める南幌町議会傍聴規則に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。第4項、議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

ここでは第1項に、議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定しており、第2項では、議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定するものです。第3項では、傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定し、第4項では、会議は、定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定するものです。

議員の活動原則、第3条、議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

第2項、議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信託に応える活動をするものとする。第3項、議

員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

ここでは第1項に、議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定するものです。第2項では、議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定し、第3項では、議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定するものです。

議員の政治倫理、第4条、議会は、南幌町議会議員政治倫理条例に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職に属する地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しない。

第3章 町民と議会の関係。

町民参加及び町民との連携、第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

第2項、議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

第3項、議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

第4項、議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

第5項、議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第6項、議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第7項、議会は、必要と認めるとき、町民及び関係団体から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができる。

第8項、議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告懇談会を議会が設定する日のほか、町民の要望に応え開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

ここでは第1項に、議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定。第2項では、常任委員会・特別委員会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定し、第3項では、法律で基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定するものです。第4項では、請願及び陳情は、旧来の議会へのお願いという位置付けを、分権社会にふさわしい政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴き機会を設けることを規定し、第5項では、多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定するものです。第6項では、選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定し、第7項では、町民及び関係団体から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができることを規定するものです。第8項では、議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を議会が設定する日のほか、町民の要望に応じ、年間を通して開催することを規定するものです。

第4章 町長と議会の関係

町長等と議会及び議員の関係、第6条、議会と町長は、それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。

第2項、議会及び議員は、一般質問において一問一答方式を実施することによって、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努める。

第3項、議長から本会議、常任委員会及び特別委員会等への出席を要請された町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

ここでは第1項に、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努めることを規定、第2項では、本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で行うことを規定するものです。第3項では、町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを規定するものです。

議会への重要政策等の説明、第7条、議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求める

ものとする。第1号 政策提案の根拠、第2号 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯、第3号 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討、第4号 町民参加の実施の有無とその内容、第5号 総合計画との整合性、第6号 関係法令、条例等、第7号 財源措置第8号 将来にわたるコスト計算と政策効果

第2項 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

ここでは第1項に、町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、8項目にわたる情報の提供をすることを規定するものです。第2項では、議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確し、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定するものです。

予算及び決算における説明資料の作成、第8条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を町長に求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大。

自由討議による合意形成、第9条、議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。

第2項 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。

第3項 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

ここでは第1項に、議会は討論の広場であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめることを規定、第2項では、議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定するものです。第3項では、議員は、議員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定するものです。

委員会の活動、第10条 議会は、委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活動を行う。

第2項 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行う。

ここでは第1項に、重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定、第2項では、委員長は、自由討議による合意形成に努め、論点・争点等

を明確にして、質疑に対する答弁を行うことを規定するものです。

開かれた活動的な議会の推進、第11条、議会は、町政の諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会を推進する。

提言者組織の設置、第12条、議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進する。

第2項 前項に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 政務活動費

政務活動費の交付、公開、報告、第13条、政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める南幌町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき議員個人に対して交付するものとし、調査研究を実施する場合は、議長に対して届出書を提出するものとする。

第2項 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

ここでは第1項に、政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定、第2項では、政務調査費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、証拠書類等を公開することを規定するものです。

第7章 議会改革の推進

交流及び連携の推進、第14条、議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体議会との交流及び連携を推進するものとする。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

提言者の協力、第15条、議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な提言者を募り、その協力を得ることができる。

第2項 提言者の氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

第3項 前2項のほか、提言者に関する必要な事項は、議長が別に定める。

ここでは第1項に、町内外から自主的な提言者を募り、協力を得ることができることを規定し、第2項では提言者の氏名を公開し、協力活動は原則として無償とすることを規定するものです。

議会図書室の設置、公開、第16条、議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

議会事務局の体制整備、第17条 議会は、議会及び議員の政策形

成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

議員研修の充実強化、第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

第2項 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

ここでは第1項に、議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるように努めることを規定し、第2項では、議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の町民を招き、積極的に研究会を開催することを規定するものです。

議会広報の充実、第19条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

第2項 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

ここでは第1項に、議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定、第2項では、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動を行うことを規定するものです。

第9章 議員の身分・待遇

議員定数、第20条、議員定数は、町政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と町民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、南幌町議会議員の定数を定める条例で定めるものとする。

議員報酬、第21条、議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、町政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めるものとする。

第10章 議会で行く危機管理

危機管理、第22条、議会は、災害等の緊急の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

第2項 議長は、災害等の不測の事態に備え、議員による協議または調整を行うための組織を設置する。

第3項 議会は、災害等の不測の事態が発生した時は、その状況を調査し町民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ町長に対し、提案等を行うものとする。

第4項 議員は、災害等の不測の事態が発生した時は、次のとおり対応するものとする。

(1) 連絡体制を確立するため、議長へ自らの安否と所在を連絡する。

(2) 地域における町民の安全の確保、避難所への誘導または避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努める。

(3) 地域における被災状況、町民の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長に報告する。

ここでは第1項に、災害等が発生した時に、総合的、機能的に事態に対処できるように、日頃から町の危機管理計画や体制の整備に対して提案等をするなど、議会としても特段の努力をすることを規定、第2項では、災害等の不測の事態に備え、関係機関等と連携を図る組織「南幌町議会危機対策会議」を設置することを規定しています。第3項では、災害等が発生した場合において、議会としても、被害状況の調査や町民の要望把握に努め、生活基盤の整備、町民生活の回復等に必要な予算を迅速に議決したり、必要に応じて提案等とするなど、議会が取るべき行動について規定、第4項で、災害等が発生した場合の議員の初期行動原則について規定するものです。

第11章 最高規範性及び見直し

最高規範性、第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

第2項 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。

第3項 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

ここでは第1項に、議会運営における最高規範であることを規定し、第2項では、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営することを規定。第3項で、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うことを規定するものです。

見直し、第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行する。

以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第13号 南幌町議会基本条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程19 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程20 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者総務課長。

町長職務代理者
総務課長

ただいま上程をいただきました報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、令和元年度における経営状況の報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

それでは報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告について、令和元年度の経営状況について御説明いたします。

資料1の業務報告についてご説明いたします。営業の概要、実績について3ページをごらんください。表1は、南幌リバーサイドゴルフ場の4月から11月までの入場者数と売上額を前年度と比較させています。表の下、合計欄をごらんください。入場者数は3万4,538人、前年度に比べ5,295人、18.1%の増加。計画入場者数3万2,000人に対しては2,538人の増加となっています。総売上額1億3,300万2,510円、前年度に比べ2,110万8,836円、18.9%の増額となりました。表2は入場者数とコース売上額の計画と実績を比較したものです。入場者数が3万4,000人を上回るのは平成17年以来となります。コース客単価は実績3,461円となっています。令和元年度の積雪は少なく、融雪も順調に進み、練習場、西南コース4月6日、北コース4月13日に各コース、

予定どおりオープンいたしました。シーズン中は8月を除き、営業に大きく影響するような降雨日が少なく、順調に入場者数を伸ばすことができました。一方で、春先からの干ばつ傾向のため、コースコンディションの低下が心配される状況が続きました。8月は真夏日と降雨日の影響を受けましたが、この雨により芝生の状態も徐々に回復へと転じました。11月中旬以降は、積雪の残る日が多く、24日をもって、今シーズンの営業を終了いたしました。4ページをごらんください。表3は練習場の売上額を前年度と比較しています。売上合計1,316万3,959円、前年度に比べ120万8,398円、10.1%の増額となりました。スタートする前に練習するお客様の割合が高いので、コース入場者数の増加は、練習場の売上にも結び付きます。売上額が1,300万円を上回るのは平成9年以来となります。

次に、5ページから12ページは決算報告書です。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。13ページをお開きください。補助資料1貸借対照表資産の部について御説明いたします。流動資産は前期に比べ、479万1,649円、22.1%の増額となっています。有形固定資産は前期に比べ、671万702円、7.1%の増額となっています。資産合計は1,248万7,827円、1.7%の増額となっています。刈り込み機械購入が主な増額分です。次に、下の表、貸借対照表、負債・資本の部について御説明いたします。流動負債は前期に比べ152万311円、47.0%の増額となっています。法人税が主な増額の要因です。固定負債の長期借入金は、償還額分650万円が減額となっています。固定負債の長期未払金1,012万4,400円。これは刈り込み機械の割賦購入金額です。資産合計から負債合計を差引いた純資産合計は、5億7,974万6,774円となり、当期純利益分734万3,116円、1.3%の増額となっています。

次に、14ページをごらんください。損益計算書について御説明いたします。Aの売上高は1億3,300万2,510円。前期に比べ2,110万8,836円、18.9%の増額となっています。Bの売上原価は1億67万1,446円。前期に比べ522万7,253円、5.5%の増額となっています。Cの売上総利益は3,233万1,064円、前期に比べ、1,588万1,583円、96.5%の増額となっています。次の販売費及び一般管理費は2,307万4,461円。前期に比べ307万6,076円、15.4%の増額となっています。Eの営業利益は925万6,603円、前期に比べ1,280万5,507円の増額となっています。Fの営業外収益は261万4,770円、前期に比べ442万2,772円の減額となっています。Gの営業外費用は159万2,946円、これは借入金支払利息です。Hの経常利益は1,027万8,427円となりました。Lの法人税は292万9,600円。前期に比べ232万4,300円の増額となっています。Mの当期純利益は734万3,116円。

前期に比べ617万2,010円の増額となりました。

次に、経費面の特徴的な事柄について御説明いたします。当期原価について、表の下段◎Bをごらんください。原価合計は1億44万8,198円。前期に比べ515万1,398円、5.4%の増額となっています。前期売上の大幅な落ち込みを見込み管理経費を削減した分、今期は機械やカートの一部品代や修繕費、肥料代などが増額となっています。販売費及び一般管理費について表の下段、◎Dをごらんください。今期は2,307万4,461円。前期に比べ307万6,076円の増額となっています。主な増額分は、保険料の共済掛金と宣伝広告費の今期より導入したウェブ予約の送客手数料です。資料の2ページにお戻りください。長期借入金の償還状況についてですが、平成25年度に南幌町の損失保証を受け長期借入金の借換えを行っております。その償還状況について記載しています。令和元年度は、計画どおり650万円の償還を行っております。

次に11ページをお開きください。個別注記表の3の(4)当期の株主配当の扱いについてですが、当期は純利益として734万3,116円を計上しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言、外出自粛要請に伴う営業自粛など業績に与える影響は大きく、また収束時期も見通せないことなどから、6月の株主総会で承認をいただき、配当は見合わせることにいたしました。次に15ページをごらんください。15ページから19ページは補助資料2として、道内地区別のゴルフ場入場者数、空知管内のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場の入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別・区分別入場者数の状況を掲載しておりますので、ご参考としていただきたいと思います。

次に20ページをお開きください。令和2年度の業務計画・営業方針を記載しています。オープンは、練習場4月1日、西南コース4月4日、北コース4月11日、クローズは11月23日を予定しています。集客対策として、施設特別料金をはじめとする様々なサービスを展開しています。4のゴルフ場主催のオープンコンペにつきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として、今シーズンの開催は全て中止といたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染予防と、お客様及び従業員の安心安全に配慮した対策を順次実施しオープンいたしました。緊急事態宣言、外出自粛要請、道内、札幌市内の感染状況を考慮して、5月4日より5月19日までの16日間、営業を自粛していました。4月、5月は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けての営業となりましたが、緊急事態宣言解除後は問い合わせもふえ、6月、7月、8月は練習場、各コースともに昨年を上回る数のお客様が来場してくださっています。今後も、ゴルフ場が社会生活における精神的、身体的に健全な生活の維持に貢献できるよう努めてまいります。以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで、場内時計で10時半まで休憩をいたします。

(午前10時19分)

(午前10時30分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第10号から追加日程5 報告第7号までの5議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第15号から追加日程5 報告第7号までの5議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第15号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

8番 菅原 文子議員。

(説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第15号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財政・地方税財源の確保を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第16号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

菅原議員
議長

本間議員
議長

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきまして、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第16号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出については、提案のとおり採択するに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第17号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第17号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 報告第6号 令和元年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

8番 菅原 文子議員。

令和2年9月17日付け、議長あて。決算審査特別委員長 菅原文子。委員会審査報告書。認定第1号 令和元年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和元年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

本間議員
議長

菅原議員

議長

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第1号 令和元年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程5 報告第7号 令和元年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告については、決算審査特別委員長より報告願います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

令和2年9月17日付け、議長宛て。決算審査特別委員長 菅原文子。委員会審査報告書。認定第2号 令和元年度南幌町病院事業会計決算認定について、本特別委員会に審査付託された、令和元年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第2号 令和元年度南幌町病院事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

菅原 文子議員から議員の辞職願が提出されています。議員の辞職については、地方自治法126条の規定により、議会開会中は議会の許可をなければならないことになっています。お諮りいたします。菅原議員の議員辞職について日程を追加し、追加日程6として、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、菅原 文子議員の議員辞職につい

てを日程を追加し、追加日程6として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

菅原 文子議員の退場を求めます。

(菅原議員 退席。)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程6 菅原 文子議員の議員辞職についてを議題といたします。

局長に辞職願を朗読させます。

(朗読する。)

お諮りいたします。菅原 文子議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、菅原 文子議員の議員辞職を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(菅原議員 着席)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたします。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時54分)

局 長
議 長